

事務連絡
令和4年11月25日

各

都道府県
指定都市
中核市

 高齢者施設等整備担当課 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和4年度「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」 における二次協議の実施について

平素より、介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、下記のとおり標記交付金に係る二次協議を実施いたしますので、都道府県におかれましては、管内の市区町村分（指定都市、中核市を除く）の協議について、取りまとめの上、提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本協議については、令和4年度第二次補正予算の成立が前提となりますこと申し添えます。

記

1. 補助対象事業及び補助協議単価等

参考1-1から参考1-4を確認すること

2. 提出資料及び提出方法・部数

(1) 以下について、電子媒体を提出すること

- ① 別添1「チェックリスト」
- ② 別添3「整備計画一覧表」

※ 該当する事業分のみ。都道府県においては、管内市区町村分（指定都市、中核市を除く）を同一シートにまとめた上で提出すること。

(2) 以下について、**紙媒体2部**を提出すること

① 別添2「防災・減災等事業整備計画書」

② 別添2に関する以下の資料（事業主体ごと）

ア. 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）

イ. 見積書（公的機関、工事請負業者等の民間事業者）

※ 原則、公的機関の見積の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積を複数提出すること。

ウ. 別添4「補助対象面積確認シート」（必要に応じて）

3. 提出先

管轄の地方厚生（支）局 健康福祉課

4. 地方厚生（支）局への提出期限

令和5年1月6日（金）

5. 採択方針

【加速化対策分】

耐震化改修、非常用自家発電整備、水害対策強化事業、ブロック塀改修

(1) 令和3年度から令和7年度までの5年間については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づく整備（以下、「加速化対策分」という）の実施を推進するため、令和4年度第二次補正予算において、所要の予算を確保する予定としており、本協議においては、加速化対策分のうち、特に進捗が遅れている耐震化設備整備、水害対策強化事業を優先的に採択予定。

(2) 国土強靱化の推進のため、国土強靱化地域計画の策定がない自治体は原則補助対象外。（同計画に明記された事業は、優先的に採択予定）

(3) 実施主体（自治体）の事業ごとの優先順位

優先順位については、事業の重要性や緊急性を十分に勘案し、都道府県、指定都市、中核市ごとに付番すること。（都道府県は管内市町村の実施事業の優先順位を付番。同率順位を付番した場合は、上段記載の事業を優先順位が高い事業とみなします。）

(4) 福祉避難所の指定や、業務継続計画（BCP）・非常災害対策計画等の策定の状況等

【通常整備分】

スプリンクラー設備等整備、大規模修繕等、給水設備整備、換気設備設置事業

- (1) 令和4年度当初予算のうち、当初協議分を除いた予算の範囲内で採択する予定としており、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、特に換気設備の設置事業について優先的に採択予定。
- (2) 国土強靱化の推進のため、国土強靱化地域計画の策定がない自治体は原則補助対象外。(同計画に明記された事業は、優先的に採択予定)
- (3) 実施主体（自治体）の事業ごとの優先順位
優先順位については、事業の重要性や緊急性を十分に勘案し、都道府県、指定都市、中核市ごとに付番すること。(都道府県は管内市町村の実施事業の優先順位を付番。同率順位を付番した場合は、上段記載の事業を優先順位が高い事業とみなします。)
- (4) 福祉避難所の指定や、業務継続計画（BCP）・非常災害対策計画等の策定の状況等

6. 留意事項

- (1) 採択方針に影響が生じるため、実施主体（自治体）におかれましては優先順位の付番や福祉避難所の指定状況等、別添3の確認項目を正確に記載すること。
- (3) 協議書類一式（特に要綱や参考1-4「補助対象整理票」）を精読の上、別添1「チェックリスト」を活用すること等により、適切に内容の確認を行うこと。その際、参考1-4「補助対象整理表」記載の留意事項を事業主体にも周知するとともに、事業主体における事業実施の検討に要する時間が十分確保されるよう配慮すること。
- (4) 従前は明示していなかったものの、本交付金を活用して高齢者施設等に整備する非常用自家発電設備及び給水設備（以下「非常用設備等」という。）については、地震による停電時等に有効に機能するために、地震時に転倒することなどがないよう耐震性を確保する必要があるため、十分留意されたい。
また、実施主体（自治体）は事業主体に対して、当該非常用設備等の耐震性を確保する必要があることや、耐震性が確保されていることが分かる資料を整備しておくことを周知徹底すること。

(5) 従前より、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」について、介護施設等の整備において建築資材費等の高騰が生じている場合の事業者支援に活用できる旨、周知を行っており、実施主体（自治体）は、事業主体より相談があった場合は、当該交付金の活用について積極的にご検討いただきたい。

7. 送付資料（提出資料様式及び参考資料）

（提出資料様式）

- ・別添1 事前チェックリスト
- ・別添2 防災・減災等事業整備計画書
- ・別添3 整備計画一覧表
- ・別添4 補助対象面積確認シート

（参考資料）

- ・参考1-1 交付要綱
- ・参考1-2 実施要綱
- ・参考1-3 概要資料
- ・参考1-4 補助対象整理表
- ・参考2 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の取扱いについて
- ・参考3 高齢者施設等の水害対策強化事業
- ・参考4 高齢者福祉施設等のブロック塀の安全点検について
- ・参考5 避難確保計画について